

久万高原町人口減少対策事業 出産世帯応援事業補助金



育児用品、時短家電、省エネ家電 購入費用を補助

1. 対象世帯

令和7年4月1日～令和8年3月31日に出産した世帯（ひとり親家庭含む）

※新生児及び父母の両方が久万高原町に住民票がある世帯に限ります。

2. 補助対象者

対象世帯で新生児を養育する方のうち、申請日を含み継続して3ヶ月以上久万高原町に住民票があった方で、補助金交付決定後1年以上居住することとしている方

3. 対象品目

- ・育児用品（裏面参照）
- ・時短家電（裏面参照）
- ・省エネ家電（統一省エネラベル2つ星以上、裏面参照）

4. 補助限度額

新生児1人あたり、以下のとおりです（合計額の千円未満は切り捨て）

ア 出生日に対象児童の父母の両方が35歳以下の世帯／補助限度額30万円

イ 上記以外の世帯／補助限度額20万円

※申請及び請求は1回のみです。

申請区分	補助内容（口を1つ選択）	限度額
アの世帯	☐ ①手帳交付日から出生日までに購入した消耗品 A	10万円
	☐ ②手帳交付日から出生日までに購入した対象品目（消耗品以外）及び 出産日から1歳到達日までに購入した対象品目 B C	20万円
	☐ ③手帳交付日から1歳到達日までに購入した対象品目 A B C	30万円
イの世帯	☐ ①手帳交付日から出生日までに購入した消耗品 A	10万円
	☐ ②手帳交付日から出生日までに購入した対象品目（消耗品以外）及び 出産日から1歳到達日までに購入した対象品目 B C	10万円
	☐ ③手帳交付日から1歳到達日までに購入した対象品目 A B C	20万円

※①について・・・補助内容について間違いない旨を誓約（領収書不要）。

※②③について・・・領収書（購入年月日、購入店、金額、製品名等が確認できるもの）に限ります）の原本が必要（レシートの原本も可）。

母子手帳交付日

出産日

1歳の前日

A育児用消耗品
(①は誓約、③は領収書等)

B育児用消耗品（領収書等必要）

C育児用備品、時短家電・省エネ家電（領収書等必要）

5. 購入対象期間

対象児童の母子手帳の交付日から1歳の誕生日の前日までに購入した物品が対象になります。

(例) R6年12月7日手帳交付、R7年7月20日出生の時、対象期間はR6年12月7日～R8年7月19日

6. 申請手続きについて

申請書及び必要書類をこども家庭センターへ郵送またはご持参ください。

申請期間は、出生日から令和9年3月31日まで

※申請できるのは、出生届を提出し、住民票に反映されてからです。

※郵送の場合は**必着**とします。

【必要なもの】

- ・補助対象経費に係る領収書等（※補助限度額の補助内容②又は③の領収書等）
- ・町税の完納証明書または非課税証明書（※世帯全員分、※町で課税されている方を除く）
- ・母子手帳の表紙のコピー
- ・その他、町が提出を求めたもの

7. 具体的な対象品

具体的な対象品目は、以下のとおりです。

対象区分	分類	品目
育児用品	授乳関連用品	粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等
	衛生用品	おしりふき、ベビークリーム等
	外出用品	チャイルドシート、ベビーカー等
	玩具、絵本	幼児用玩具、絵本等
	その他	町長が適当と認めるもの
時短家電	家事関連用品	洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い乾燥機等
	調理関連用品	電子レンジ、オーブンレンジ、オーブントースター、炊飯器、自動調理器（電気圧力鍋、電動ポット等）、フードプロセッサー等
	その他	町長が適当と認めるもの。
省エネ家電	生活関連用品	電気冷蔵庫（冷凍庫含む）、エアコン、照明器具、温水機器等
	その他	町長が適当と認めるもの

○消費税、送料、設置費用は対象とします。

○リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品、他の補助を受けた物品は除きます。

○省エネ家電は、統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品又はそれらと同等の省エネ性能が認められる製品に限る）を対象とします。

○育児用消耗品は、使用期間が1年未満のもの又は購入価格が5千円未満のものとなります。

○クーポンや割引券、値引券、ポイントを使用していた場合は、値引後の金額が対象となります。



【問い合わせ先】

〒791-1201

愛媛県上浮穴郡久万高原町久万188

久万高原町こども家庭センター 大西

TEL：0892-58-9990